

# 体育施設利用ガイドライン

## －新型コロナウイルス感染症対策－

### 1 施設利用者へのお願い

- 直近7日以内に、発熱や風邪の症状（鼻水、咳、喉の痛み等）がある方の利用はご遠慮ください
- 手洗い・手指消毒等の徹底をお願いします
- 全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が5,000人以上かつ、収容率50%以上のイベントの開催を予定する場合は、開催要件等について福島県へ事前に相談してください  
(詳細)<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>

### 2 施設利用上のお願い

- 「新しい生活様式」を踏まえ、可能な限り接触する機会を減らす工夫をしながら利用してください
- 本市の体育施設利用ガイドラインのほか、各競技団体が作成している業種別ガイドライン等についてもご参照の上、利用してください
- マスク着用は各人の判断とします。ただし、施設管理者が感染対策上の理由によりマスクの着用が必要と判断した場合は、マスクの着用を求める場合があります。
- クラブハウスやロビーで食事・懇談等をするとき、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底してください
- 感染拡大防止の観点から利用人数の制限を行う場合がありますので、事前に各施設へご確認ください
- ロッカールーム・更衣室等を利用する際は、次の事項に留意してください
  - ・入退室時の手指消毒を徹底する
  - ・屋内の施設等では十分に換気して使用する
  - ・人と人とが触れ合わない距離での間隔を確保し、他の利用者と密になることを避ける

### 3 施設による対応

- 手指の消毒液・アルコール等を設置する（利用者用・職員用）
- 人と人が対面する箇所へのアクリル板・透明ビニールカーテン等を設置する
- 施設の消毒を適宜実施する（例：他人と共用する用具や手が頻繁に触れる箇所）
- ロッカールーム・更衣室等は、清掃・除菌を通常以上に徹底して行い、特に不特定多数が触れる箇所については、こまめな清拭と除菌を実施する
- 感染対策の例、トイレ、休憩スペース、ごみの廃棄、清掃・消毒、その他について、別紙「施設の使用制限の緩和(事業再開)に当たっての感染防止対策の例」を踏まえた対策をとる
- 上記1～3について、ホームページや館内に掲示するとともに、利用受付時に確認または周知する

施設の使用制限の緩和(事業再開)に当たっての感染防止対策の例

**感染対策の例**

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

**トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）**

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ 共通のタオルは禁止とするが、定期的に清掃が行われているハンドドライヤーは使用可とする。

**休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）**

- ・ 休憩スペースの広さにはできる限りゆとりを持たせ、人と人とが触れ合わない距離での間隔を確保し、他の利用者と密になることを避ける
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いまたはアルコール消毒をする。

**ゴミの廃棄**

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ 作業後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

**清掃・消毒**




- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

## その他

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

## 1 マスクに関する国の方針

（マスク着用の考え方の見直し等について/（2023（令和5）年2月10日厚生労働省通知）

令和5年 <b>3月12日まで</b>		令和5年 <b>3月13日から</b>
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">屋外</div>  <p>原則不要</p>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">屋内</div>  <p>原則着用</p>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"><b>マスク着用</b></div>  <p>個人の判断</p>

※マスクの着用は、個人の判断に委ねられるものであるが、事業者は感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは、許容される。

## 2 郡山市職員の“職場内”でのマスク着用の考え方

**“職場内”でのマスク着用を継続する（3月13日～5月7日）**

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行までの間は、職場における職員のマスク着用を継続する。（施設の利用者等へのマスク着用は求めない）

➢ 5月8日以降の“職場内”のマスク着用は、国の方針のとおり、個人の判断とする。

### 理由

- ① 自分の感染に気付いていなかった窓口職員等がマスクを着用せずに対応した場合、相手の市民の方が濃厚接触者となる可能性があるなど、市民への影響が生じる。
- ② マスク未着用の場合、職場における濃厚接触者数の増加が予想され、その待機期間による業務停滞のリスクが高まる。

※感染症法上の位置づけ

令和5年 <b>5月7日まで</b>		令和5年 <b>5月8日から</b>	
<b>2類相当</b>		<b>5類感染症</b>	
区分	待機期間	区分	待機期間
感染者	7日間	感染者	なし
濃厚接触者	5日間	濃厚接触者	なし